

5分で  
読める

知りておきたいお金と税金のことがよくわかる

# 相続・贈与マガジン

2015年  
5月号

## CONTENTS

- [資産安心コラム] … 2
- 遺言書開封から3ヵ月後に  
新たな遺言書が出てきた!
- [今からできる相続対策] … 3
- 葬儀費用は誰がどこから  
捻出すればいいの？
- [なかなか聞けない相続Q&A] … 4
- 「おひとりさま」の財産は  
死後どうなる？

## ▶ 数字で見る相続

# 188.9万円

「188.9万円」という数字は、日本消費者協会による「第10回『葬儀についてのアンケート調査』報告書」が示した、葬儀にかかる費用総額の平均値。葬儀はもちろん、形式や規模、地方の習慣等によって大きく差が出ますが、おおよその目安にはなるでしょう。葬儀にかかる費用は次の3つに大別。それぞれの平均額は以下になります。

●葬儀一式費用(葬儀を執り行うためにかかる費用)…122.2万円／●寺院費用(通夜等の飲食費、会葬返礼品など)…44.6万円／●接待飲食費用(読経料、戒名料、お布施)…33.9万円(各項目の平均額。3項目の合計と葬儀費用総額の平均とは一致しません)

葬儀はどれだけ費用がかかるのか見当がつかないことが多いです。葬儀費用で後悔しないためには「事前調査をしっかりとしておく」「葬儀費用を総額で見積もりしてもらう」「病院や警察から紹介された葬儀社でも安易に契約しない」という3点が大事。そのためにも、葬儀費用のおおまかな相場観をつかんでおくことが大事なのです。相続・贈与について少しでも関心がある方は、お気軽にご相談ください。(3ページに関連記事)

# 新たな遺言書が出てきた！ 遺言書開封から3ヶ月後に

亡くなった人の遺言書が出てきたら、遺産分割はその内容に従わなければなりません。しかし、その後に新たな遺言書が出たら、どうすればいいのでしょうか。今回は、自筆証書遺言が2通出てきたことで、骨肉の争いに発展した例を紹介します。

澤村伸介さんは革製品製造会社を営み、品質が高く評価されていました。その伸介さんが2001年2月に亡くなり、その四十九日も過ぎて顧問弁護士が預かっていた1997年12月の遺言書が開封されました。

内容は、伸介さんが保有していた会社の株式のうち、67%を当時の社長の次男・二郎さん・文子さん夫妻に、33%を三男・三郎さんに、銀行預金のほとんどを長男・一郎さんに相続させるというものでした。

ところが、遺言書開封から3ヵ月後の2001年6月に、長男の一郎さんが、別の遺言書を持参しました。この遺言書は、2000年4月付で作成されたもの。内容は伸介さん保有の株式75%を長男の一郎さんに、残り25%を三男・三郎さんに相続させるというものでした。

## 二転三転した長い法廷闘争

複数ある遺言書の内容が抵触している場合、その抵触している部分については、もっとも新しい遺言書の内容が有効となる（民法1023条）ため、通常であれば第二の遺言書が有効となります。ここから第一の遺言書側の次男夫婦と、第二の遺言書側

の長男・三男との間で、長い法廷闘争が始まったのです。

まず第二の遺言書の真贋を次男の二郎さんが訴訟を提起しますが、地裁および高裁は勝訴を経て2005年11月に最高裁判所から「遺言書が無効と言える十分な証拠がない」という理由で二郎さんの訴えは退けられました。

その後、二郎さんの妻・文子さんが原告となって新たに裁判所に提訴します。2009年5月、文子さんが提起していた第二の遺言書の無効確認等の訴訟の控訴審判決において、高等裁判所は第二の遺言書を有効とした原判決を取消し、第二の遺言書を無効とする逆転判決を出しました。

一方、長男・一郎さんは、2009年10月、二郎・文子両氏を相手取り、自分に会社の株主権や経営権を認めるよう地裁に提訴します。2012年10月、高裁は一郎さんの提出した第二の遺言書は伸介さん本人の遺言書であると認定し、一郎さんに株の保有を認める判決を下しています。

重要な争点はただ一つ、「第二の遺言書の真贋」だけです。筆跡鑑定も争点となりましたが、第一の遺言書では実印だった押印が三文判でも、記名が戸籍上の「澤村」ではなく略字の「沢村」だろうと、形式的に遺言の基準を満たしていれば、偽物と証明するのは難しいようです。やはり、生前に分割協議を行い公正証書遺言を残すのが鉄則です。

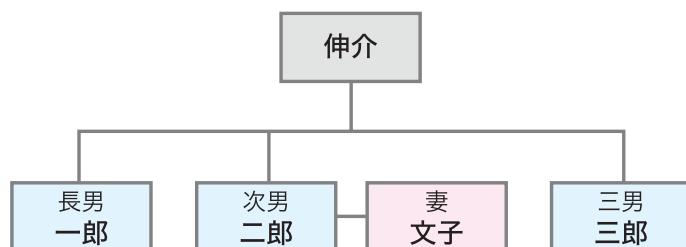
相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

※記事内の名前はすべて仮名。設定は実話に基づき一部脚色しています。

## [POINT]

- 遺言書が複数出てきたら、新しい遺言書の内容が有効となる
- 遺言書の真贋で遺族同士が争うのを防ぐため、公正証書遺言を残すのが鉄則

記事提供：相続・贈与相談センター本部  
税理士法人工クラコンサルティング



# 葬儀費用は誰がどこから捻出すればいいの？

1ページの記事にあるように、葬儀費用の平均が190万円近いことがわかりました。負担が小さくないだけに、どのようにして資金を捻出すればいいか、気になるところです。では、亡くなった人の財産から葬儀費用を出せるものなのでしょうか？

結論からいうと、葬儀費用は遺産総額から差し引くことができます。しかし、葬儀に関する費用ならば、すべて差し引けるわけではありません。どれが葬儀費用とみなされ、どれがみなされないのでしょう？

遺産総額から差し引くことができる葬式費用は、通常次に挙げるようなものです。

- ①死体の搜索又は死体や遺骨の運搬にかかった費用
- ②遺体や遺骨の回送にかかった費用
- ③葬式や葬送などを行うときやそれ以前に火葬や埋葬、納骨をするためにかかった費用（仮葬式と本葬式を行ったときには、その両方にかかった費用が認められます）
- ④葬式などの前後に生じた出費で通常葬式などに欠かせない費用（お通夜などにかかった費用がこれに該当します）
- ⑤葬式に当たりお寺などに対して読経料などのお礼をした費用

一方、次のような費用は、遺産総額から差し引く葬式費用には該当しません。注意しましょう。

- ①香典返しのためにかかった費用
- ②墓石や墓地の買入れのためにかかった費用や墓地を借りるためにかかった費用
- ③初七日や法事などのためにかかった費用

## 葬儀費用を誰が負担するかは基本的に自由

葬儀費用を誰が負担するかは、法律では特に定められていません。基本的には自由です。

過去の裁判例を勘案すると、以下のようない優先順位の見解が良いといわれています。

- 1.香典から支払う
- 2.相続財産から支払う
- 3.相続人が相続分に応じて支払う

香典は、基本的には葬儀費用の一部を負担することを主な目的とした、相互扶助の精神に基づく金銭その他財物の贈与と解釈できます。まずは香典から支払い、足りなければ相続財産から支払い、それでも足りなければ相続人が相続分に応じて支払うことが想定されます。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。



# 「おひとりさま」の財産は死後どうなる？

**【Q】** 私はすでに夫に先立たれ、子供もいらず、一人ぼっちです。親はもちろん、兄弟姉妹もいません。夫の遺産を受け継いで暮らしていますが、私が亡くなった後は、財産はどうなるのでしょうか？

財産を もらう人	相続税が	
	かかる	かからない
自然人 (個人)	○	—
一般の法人	—	○ ただし、法人税 がかかる
特定の 公益法人	— ただし、相続税を 不當に安くした 場合には○	○
人格のない 社団・財団	○	— ただし、法人税 がかかる場合 には○
ペット	—	—

**【A】** もし、亡くなった人に両親や配偶者、子供、兄弟姉妹が一人もいない場合、つまり相続人がゼロのときは、その財産は国庫に帰属＝國のものになります。もし、財産を他人や社会等に活かしてほしいと考えているのなら、遺言を記しておくことをおすすめします。

## 親しい人や特定の団体に あげたい場合は遺言が必要

たとえば、親しい人やお世話になった人等に自分の財産を渡したい場合、遺言でその旨を記しておきましょう。「この人に財産を受け取ってほしい」と強く思っていて、常々本人に話していたとしても、相続のときに遺言がなければ、その人に財産がいくことはありません。

また、社会福祉法人や学校法人、日本赤十字社、ユニセフ等に財産を寄付したい場合や、お寺や神社等で財産を有効に利用してほしいと望んでいる場合も、遺言で明確に記しておく必要があります。\*

「まだまだ先の話」と思わず、遺言は元気なうちに作成することをおすすめします。体が思うように動かなくなったり、意識がうつろな状態では、財産の思いを十分に遺言に託すことができないからです。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

\*このように法定相続人以外の方へ遺言で財産の分与をする事を遺贈と言います。遺贈により取得した財産は、相続税の課税対象になります。個人でない法人がもらった際、公益法人でない一般的の法人の場合は、法人税がかかる場合があります。